

## 東日本大震災被災者支援のお願い

総合的な問合せ  
総務課危機管理対策係 TEL72-1111 内線214

### 義援金を受付けています

■義援金箱設置箇所 市役所正面玄関内（土、日、祝日は宿直室）、健康センター、枕崎駅前観光案内所、お魚センター、かつお公社、地場産業振興センター

### ■義援金振込口座

・口座番号 鹿児島銀行枕崎支店 普通預金1044222  
・口座名義 枕崎市義援金

■団体での義援金について 団体が義援金をお持ちくださるときは、総務課秘書広報係（市役所2階）をお願いします。

■問合せ 総務課秘書広報係 TEL72-1111 内線211

### 住宅の無償貸与協力のお願い

被災者の方に対し、市営住宅、民間住宅等を家賃免除で貸与していますが、引き続き市民の皆様で、空き家を無償貸与できる方のご協力をお願いします。共益費・光熱水費等は、入居者負担となります。

ご協力できる方は、次までご連絡ください。

■問合せ 建設課建築係 TEL72-1111 内線326

### 被災者（小・中学生）のホームステイ受入れ

被災地の小・中学生に安定した学校生活を送っていただくため、ホームステイ受入れ家庭の募集を行っています。

### 利用しやすくなりました



### 鹿籠バス停に駐輪場が設置

■国道225号沿いの鹿籠駅バス停留所脇に屋根付きの駐輪場と照明施設が3月に設置されました。これは、バス停留所の利用環境の向上を願っていた桜山校区民からの要望に応える形で、鹿児島県国道事務所が設置したものです。

通学で利用する高校生からは「雨の日や暗い朝晩も気持ちよく通学できるようになった。大切に利用していきたい」という声が聞かれました。

います。食事などの提供は受入れ家庭にお願いしていますが、学校生活にかかる費用は、市からの支援があります。

ご協力できる方は、次までご連絡ください。

■問合せ 教育委員会学校教育課 TEL72-0170 内線814

### 市からの被災者への支援

■移動費用の支援 1人当たり5万円

■生活一時金の支援 1人当たり5万円

※ホームステイは2万5千円

■教育一時金の支援 1人当たり10万円

■問合せ 総務課危機管理対策係 TEL72-1111 内線214

### 職員を被災地へ派遣しています

4月11日から職員を被災地の宮城県石巻市に派遣しています。5月31日まで2名ずつ約2週間交代で、延べ8名の職員を派遣する予定です。



▲4月11日に行われた出発の様子。第1グループの2名が派遣されました。



### 火之神公園に休憩所などを設置

■火之神公園内に屋根付きの休憩所と炊事場を2棟ずつ建設しました。また、安全に出入りできるよう入口通路3か所のカラー舗装を行いました。これは、県の「魅力ある観光地づくり事業」を活用したものです。

さらに使いやすくなった火之神公園を夏のキャンプや憩いの場としてご利用ください。

## 枕崎市立病院職員を随時募集中

枕崎市立病院 TEL72-0303

### ■採用職種、予定人員及び受験資格

職種	採用予定人員	受験資格
看護師	3名	①看護師免許を有する者(当該資格試験合格者を含む。) ②平成24年4月1日現在の年齢が満41歳未満の者 ③試験当日現在、市内医療機関の正規職員でない者

【欠格事項】 上記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 成年後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 枕崎市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

■試験の方法及び内容 教養試験、専門試験、作文試験、面接試験(個別面接)、健康診査(試験当日に公的医療機関発行の健康診断書を提出)

■試験の時期及び場所 受験票に記載する日時・場所 ※一定期間の応募者に対して、試験日時・場所を記載した受験票を送付します。

■受験手続及び受付期間 受験申込書用紙の請求及び提出先 枕崎市立病院管理係(〒898-0034 枕崎市日之出町230番地) TEL72-0303

※郵送による請求の場合は、切手(120円)を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号・縦33<sup>3</sup>/<sub>4</sub>×横24<sup>3</sup>/<sub>4</sub>)を同封してください。申込書は、市のホームページからもダウンロードできます。

■受験受付期間 随時  
※病院での受付は午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。)

■合格発表 試験日後14日以内に、受験者全員に合格結果を文書で通知します。

■採用 最終合格者は、合格発表後の翌月1日から採用の予定です。

■給与 給与は、枕崎市立病院事業企業職員の給与に関する規程に基づき支給されます。

■その他 採用予定人員に達次第、募集を中止することもあります。

## 7月から産地表示が義務化されます(米トレーサビリティ制度)

農林水産省九州農政局 鹿児島県農政事務所消費流通係  
TEL0993-222-0121

米トレーサビリティ制度のスタートにより、米・米加工品の販売、輸入、加工、製造または外食の事業を行う方は、取引記録の作成・保存と産地情報の伝達が必要になります。

これにより、問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定でき、混乱や消費者の買い控えを避けることができます。

### ■取引等の記録・保存及び産地表示の対象品目

- ①米穀  
もみ、玄米、精米、破碎(くず米も含む)
- ②主要食糧に該当するもの  
米粉、米穀をひき割りしたもの、米粉・もち粉調整品、米菓生地、米こうじ等
- ③米飯等  
各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの等  
※米飯等については、いわゆる「白めし」として消費者に提供されるもののほか、おかゆ、寿司、チャーハン、オムライス、カレーライス、ドリアなど、ご飯として提供される料理が対象
- ④もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

■取引等の記録の作成・保存(平成22年10月1日施行)  
米穀等の取引等を行った場合には、その記録を作成・保存する必要があります。(農家も含む)

【記録事項】品名、産地、数量、年月日、取引先、搬入搬出を行った場所。産地の記録は「国内産」「国産」等のほか県名や地名、外国産の場合は「国名」。

■産地表示の伝達(平成23年7月1日施行)  
他の事業者へ譲渡したり、一般消費者へ販売・提供した場合に産地表示が必要となります。

- 他の事業者へ譲渡しや消費者へ販売する場合は、伝票等や商品の容器・包装等に記載が必要です。
- 飲食店等で提供する場合は、店内やメニュー等への掲示が必要です。

## 甲種防火管理再講習を実施

日時 7月14日(木) 午前9時～11時30分  
会場 南薩地区消防組合消防本部会議室(枕崎消防署内)  
受付期間 6月1日(水)～21日(火)  
※午前9時から午後5時まで  
受付場所 枕崎消防署  
問合せ 南薩地区消防組合予防課予防査察係  
TEL72-0049